

# 2019年度奨学生募集要項

公益財団法人 日本通運育英会

## 1. 奨学資金の目的

この奨学資金は学術優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的として貸与する。

## 2. 募集人員（学校教育法に定める以下の学校に在学する者）

- (1) 大学に在学する者（新1年生・新2年生に限る） 30名
- (2) 短期大学に在学する者 2名
- (3) 高等専門学校に在学する者 2名

合計34名

## 3. 奨学資金の種別

当財団の奨学資金は貸与形式（無利子）となっている。

※給付形式（もらう）ではありませんので、返済義務があります。

## 4. 奨学資金の貸与月額と貸与期間

### A. 貸与金額（月額）

区分	貸与金額（一律）
大学	30,000円
短期大学	20,000円
高等専門学校	15,000円

### B. 貸与期間

奨学生が在学する、正規の標準修業年限とする。

## 5. 奨学資金貸与の方法

奨学資金は毎年4月（採用初年度のみ7月）および10月の年2回、各半年分を振込により貸与する。

## 6. 申請手続方法

奨学資金の貸与を希望する方は、以下の提出書類を整え、下記提出先にて郵送（簡易書留、レターパック等利用）にて送付願います。

（注）奨学資金の貸与及び返済を行うのは学生・生徒本人となるので、申請書類の作成・準備等はよく両親と相談し、本人が行うように願います。

（提出先）

〒105-8322 東京都港区東新橋1丁目9番3号 日本通運株式会社内  
公益財団法人 日本通運育英会 事務局 宛  
電話 03-6251-1482（直通）

### A. 提出書類

(1) 奨学資金貸与申請書（様式第1号・本人写真貼付）※当財団HPよりダウンロード可能

（注）裏面の税込年収欄に、学生本人と生計を一にしている家族全員の税込年収を記入願います。（学生・未成年は除く）

(2) 直近に在籍した、または在籍している学校の学校長もしくは学部長の推薦書（様式自由）

（注）大学新1年生は出身高校の校長の推薦書、大学新2年生は大学の学長もしくは学部長の推薦書を取得してください。

(3) 直近の学業成績証明書

（注）大学新1年生は出身高校の成績証明書、大学新2年生は前年度までの成績証明書

(4) 在学証明書

(5) 父母の所得証明書（市区町村役所にて取得）各1通

課税・非課税証明書・所得証明書・住民税証明書等。

（注）収入と所得、控除の内訳と金額が省略されず記載されているもの。

母親が無収入、専業主婦の場合であっても提出してください。

給与所得のみの場合は、源泉徴収票のコピーでも代用可。

※次の場合は、所得証明書に加えて、別途各証明書類も一緒に提出願います。

a. 給与所得以外に営業・農業・不動産・配当・雑所得などがある場合

「確定申告書第1表・第2表」のコピー。確定申告をしていない場合は最新の「市民税（県民税）申告書」のコピー

b. 年金等を受給中の場合

「年金の源泉徴収票」コピーまたは最新の「年金振込通知書」コピー

c. 雇用保険受給中の場合

最新の「雇用保険受給資格者証」コピー（受給期間がわかるもの）

d. 傷病手当金を受給している場合（病気やけが等で休職している場合）

「保険給付金支給決定通知書」コピー

e. 生活保護世帯の場合

受給金額が明記された「生活保護受給証明書」コピー

※提出書類に不備があった場合は選考対象外となります。また提出書類は事由にかかわらず返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※個人情報保護について

申請手続書類に記載されている個人情報は当財団が奨学資金業務にのみ利用します。

その他の目的には一切使用いたしません。

## B. 提出期間

**2019年4月1日（月）から4月30日（火）まで（事務局必着）**

（注）期限を過ぎての申請は一切認められません。取得書類の準備等は余裕をもって行うこと。

## 7. 奨学生の決定

奨学生の採用決定は、当財団の選考基準に基づき選考委員会が選考し、理事長が決定する。

（6月上旬に各自に決定通知を郵送予定）

## 8. 採用決定後の留意事項

A. 貸与形式であるため、決定者は原則としてご両親のいずれかから連帯保証人1名を選定いただくとともに、本人と連名で奨学資金借用証書を作成し提出いただくこととなります。

B. その他提出書類 住民票本通、連帯保証人印鑑登録証

## 9. 奨学資金の返済について

奨学生は、卒業後6ヶ月を据置き、貸与期間の2倍の期間以内（返済期間の短縮可）に均等割をもって貸与を受けた奨学資金を返済する。（返済は原則毎年2回、6月・12月）

## 10. 奨学生の義務

A. 奨学生として採用された場合には、当財団の定める奨学規程を遵守し勉学に邁進するとともに、当財団及び学校の指示に従い、必要な手続は怠りなく行うこととする。

B. 貸与期間中は毎年4月25日迄に前年度の学業成績証明書を当財団に送付すること。

## 11. 貸与の停止

奨学生が退学、休学、転学するとき、上記Bの学業成績証明書を提出しないとき、学業成績または品行が不良のとき、その他当財団の奨学生として不適当と認められるときは、貸与を停止する。

## 12. 他の奨学金制度との併用

併用可能とする

以上